

Q 1 補助の対象は？

A 1 厚岸町の魅力発信に結びつく地域特産品を新たに開発し、商品化するもので、次の取組が対象です。

- ① 地域特産品等の開発
- ② 地域特産品等の包装等の開発
- ③ 地域特産品等の販路開拓・宣伝広告

※上記区分ごとの補助対象経費は、手引きの「3 補助の対象経費」をご覧ください。

Q 2 地域特産品とは？

A 2 厚岸町で生産されるカキやコンブ、牛乳、木材などの農林水産物をはじめ、厚岸町内で生産される原材料（加工品や副産物等を含む。）を使用した商品、又は厚岸町の観光資源や特産品の形をイメージした商品などで、厚岸町の魅力発信に結びつくものです。

（例）

- 町内産の一次産品（魚介類、生乳、牛肉、エゾシカ、木材など）を原料とした商品
 - ・イワシの飯寿し（真空パック）
 - ・シカ肉ジャーキー
 - ・厚岸産牛乳と白貝のクラムチャウダー（レトルト）
 - ・・・等々

- 町内産の加工品（乳製品など）を原料とした商品
 - ・極みるくジェラート
 - ・厚岸ウイスキーのケーキ
 - ・・・等々

- 町内の副産物を活用した商品
 - ・カキ殻、エゾシカの角や革などを活用した小物
 - ・麦汁絞り粕を活用したパン
 - ・ウイスキー樽の端材を使った木工品
 - ・・・等々

- 厚岸町をイメージした商品
 - ・うみえもんや厚岸大橋の形をした菓子
 - ・・・等々

※商品の原材料や形状等に工夫がなく、商品名のみで厚岸をイメージするものは対象となりません。

Q 3 他の事業者が既に商品化しているものと類似する商品は対象になりますか？

A 3 申請事業者において新たな商品であり、他の類似商品と何らかの違いを有して差別化できるものであれば対象となります。（製法等の特許や商標登録にご注意ください。）

Q 4 新商品は開発済みです。商品化のための機械購入のみでも対象になりますか？

A 4 既に試作品が完成しているものでも、それを商品化するために必要な設備や機械の購入であれば対象となります。また、販路開拓のための取組を加えることも可能です。

Q 5 既存の機械装置等の更新は対象ですか？

- A 5** 既存の機械装置等の能力・性能を替えずに単純に更新するものは対象外です。ただし、新商品の開発・製造に必要な機能の追加や生産能力を向上するための更新は対象となります。

Q 6 複数の地域特産品の開発を申請できますか？

- A 6** 補助金の交付は、同一事業者につき年度内1回限りです。複数の地域特産品を開発する場合でも申請数は1件となります。商品数に限らず補助金の上限額は100万円です。

Q 7 開発等の取組みは、いつから開始できますか？

- A 7** 開発等の取組みを開始する前に、開発等の計画書を提出していただきます。この計画書を町が審査し承認してから、開発等の取組みを開始してください。
計画書の審査は、審査会を開催して行うことから、数週間を要することがありますので、開発等を検討している場合は、早めにご相談ください。

Q 8 開発等の取組みの完了はいつまでに？

- A 8** 計画承認を受けた年度の3月20日までに補助金の交付申請をしていただきます。申請書類の作成、経費の領収書や写真等の添付書類の用意を考慮すると、3月上旬には開発等の取組みを完了することが望ましいでしょう。

Q 9 補助金の交付はいつですか？

- A 9** 補助金は、開発等の取組み完了後に交付申請書を提出いただき、町が補助金の交付を決定してから指定の口座に振り込みします。

Q 10 開発が思うようにできず、商品化できなかった場合は？

- A 10** 計画の承認を受けて商品開発を進めた結果、商品化に至らなかった場合は、補助の対象とはなりません。その場合、計画中止届を提出していただきます。
また、商品開発計画の承認を受けたが、何らかの理由により開発着手前、または開発途中で開発を中止する場合も計画中止届出書を提出していただきます。

Q 11 他の補助金との併用は可能ですか？

- A 11** 併用は可能です。この場合、「特産品等の開発に要した経費の2/3」の額から他の補助金額を除いた額を当制度で補助することとなります。

Q12 交付申請の際に添付が必要な「補助対象経費の支出を証する書類」は、宛名書きがないもの（レジのレシートなど）でも問題ありませんか？

A12 「補助対象経費の支出を証する書類」は、申請者の宛名・支払金額・内訳（品名や単価等）・支払先の事業所名が記載されているものが望ましいため、支出の証明となる書類に宛名書きがない場合は、別個で宛名付きの領収書などを加えてセットで御提出ください。

Q13 対象とならない取り組みや費用はありますか？

A13 主な事例は下記のとおりです。

- ・飲食店で提供する料理等の開発に係る経費
 - ・販売用に製造する商品の原材料費
 - ・すでに販売している商品の味付け等を変えた商品の開発
- ※開発構想の段階で、必ず役場観光商工課へご相談ください。

Q14 開発計画の承認前に、対象経費に係る原材料の購入や設備の導入を実施してよいでしょうか？

A14 対象経費に係る購入等の実施は、開発計画承認申請後、開発計画承認通知を受けてから行ってください。承認通知前に対象経費に係る購入等を実施した場合は、対象経費外となりますのでご注意ください。

Q15 製造工程の一部を他の事業者へ委託する商品開発は対象となりますか？

A15 申請者が主に開発を進める予定であり、工程の一部の外部委託であれば対象となる場合がありますので、事前に観光商工課にご相談ください。開発の全てを外部に委託する場合は対象となりません。